

## 公共施設再編推進体制概念図

資料2

### 公共施設再編推進組織

#### 公共施設再編計画策定外部組織(平成24年9月条例制定)

##### 公共施設再編計画策定委員会 <<外部組織>>

(委員:学識経験を有する者、副市長)

(幹事:関連部長10名)

- ・公共施設再編計画基本方針の策定(平成24年度内策定)
- ・公共施設再編計画の策定(平成26年度)
- ・モデル事業の検討 等

#### 公共施設再編計画策定庁内検討組織

##### 公共施設再編計画策定庁内検討会

<<庁内関連課長組織>>10課程度

(財政、管財、防災、公共建築分野+施設管理総務担当)

- ・公共施設再編計画策定委員会に諮る事項の事前協議、調整
- ・個別公共施設再編に係る事項の協議、調整 等

##### 事務局 (公共施設再編運営会議)

<<関連課係長・担当者>>

- ・検討資料の協議、調整、作成
- ・策定委員会、庁内検討会の運営 等

##### FM庁内意識共有

- ・研修等の実施

##### FM啓発・情報共有

(公共施設再編ニュース、HP、シンポジウム等)

自治町内会

公共的団体

市民

関係機関

## 公共施設再編計画策定委員会

### 委員名簿

|       | 委員氏名               | 所 属                                         | 備 考 |
|-------|--------------------|---------------------------------------------|-----|
| 学識経験者 | ねもと ゆうじ<br>根本 祐二   | 東洋大学大学院経済学研究科教授<br>東洋大学 P P P 研究センター長       |     |
|       | こまつ ゆきお<br>小松 幸夫   | 早稲田大学理工学術院<br>早稲田大学創造理工学部建築学科教授             |     |
|       | い さんじゅん<br>李 祥 準   | 首都大学東京 都市環境学部建築都市コース<br>助教（工学博士）            |     |
|       | ます いれいこ<br>増井 玲子   | 東洋大学 P P P 研究センターリサーチパートナー<br>チームワークス L L P |     |
| 市     | みなみ まなぶ<br>南 学     | 鎌倉市政策創造専門委員<br>（神奈川大学人間科学部特任教授）             |     |
|       | たきざわ よしひと<br>瀧澤 由人 | 鎌倉市副市長                                      |     |

### 幹事名簿

| 委員氏名  | 所 属      | 備 考 |
|-------|----------|-----|
| 相川 誉夫 | 経営企画部長   |     |
| 廣瀬 信  | 総務部長     |     |
| 嶋村 豊一 | 防災安全部長   |     |
| 小磯 一彦 | 市民活動部長   |     |
| 相澤 達彦 | こどもみらい部長 |     |
| 佐藤 尚之 | 健康福祉部長   |     |
| 山田 栄一 | 都市整備部長   |     |
| 山内 廣行 | 拠点整備部長   |     |
| 宮田 茂昭 | 教育部長     |     |
| 高橋 卓  | 消防長      |     |

公共施設再編計画策定庁内検討会

名簿

| 氏 名   | 所 属                  | 備 考 |
|-------|----------------------|-----|
| 奈須菊夫  | 経営企画部次長              | 会長  |
| 下平和彦  | 経営企画部経営企画課担当課長       | 副会長 |
| 高宮 淳  | 総務部管財課長              |     |
| 内海正彦  | 総務部財政課長              |     |
| 磯崎勇次  | 防災安全部次長（危機管理課長）      |     |
| 伊藤昌裕  | 市民活動部次長（地域のつながり推進課長） |     |
| 福谷日登志 | こどもみらい部次長（こどもみらい課長）  |     |
| 鈴木善博  | 健康福祉部次長（福祉総務課長）      |     |
| 梅原秀晃  | 都市整備部次長（都市整備総務課長）    |     |
| 小檜山巖  | 都市整備部建築住宅課担当課長       |     |
| 吉田 浩  | 拠点整備部再開発課長           |     |
| 三留定男  | 教育部次長（教育総務課長）        |     |
| 柿崎雅之  | 消防本部次長（消防総務課長）       |     |

公共施設再編運営会議（事務局）

名簿

| 氏名   | 所 属                 | 備 考 |
|------|---------------------|-----|
| 若林 篤 | 経営企画課公共施設再編推進担当担当係長 |     |
| 石塚智一 | 経営企画課公共施設再編推進担当     |     |
| 箱崎泰一 | 財政課財政担当             |     |
| 岩崎信孝 | 管財課管財担当担当係長         |     |
| 廣川 正 | こどもみらい課課長補佐         |     |
| 小関雅彦 | 都市整備総務課課長補佐         |     |
| 松下 統 | 建築住宅課建築担当担当係長       |     |
| 菊池 隆 | 教育総務課課長補佐           |     |

# 鎌倉市公共施設再編計画策定委員会条例

平成24年 9 月27日

(条例第27号)

## (趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の公共施設の再編を効果的かつ効率的に推進するため、公共施設再編計画の策定に関し調査審議を行う鎌倉市公共施設再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、公共的団体が推薦する者又は市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

## (任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

## (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 鎌倉市公共施設再編計画策定委員会条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市公共施設再編計画策定委員会条例（平成24年9月条例第27号）第4条の規定に基づき、鎌倉市公共施設再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

### (意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (部会)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前3条の規定は、部会について準用する。

### (幹事)

第7条 委員会に幹事15人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委

員を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 鎌倉市公共施設再編計画策定庁内検討会設置要綱

### (趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、本市の公共施設再編計画策定に向けた取り組みに関し、広く検討を行うため、鎌倉市公共施設再編計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次に掲げる事項を協議及び調整することとする。

- (1) 鎌倉市公共施設再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）での審議事項
- (2) 個別の公共施設再編に関する事項
- (3) その他、公共施設再編に関し必要な事項

### (構成)

第3条 検討会の構成は、別表1のとおりとする。

- 2 会長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

### (職務)

第4条 会長は、会議を招集してその議長となり、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (意見の聴取)

第5条 検討会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (公共施設再編運営会議)

第6条 委員会及び検討会の円滑な運営を支援し、必要な事項について調整等を行う事務局として、公共施設再編運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

- 2 運営会議の構成は、別表2に掲げる課等の長の推薦により、その所属する職員を充てる。

### (庶務)

第7条 検討会及び運営会議の庶務は、この検討会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成24年9月28日から施行する。



別表 1

|     |             |
|-----|-------------|
| 会長  | 経営企画部次長     |
| 副会長 | 経営企画課担当課長   |
| 委員  | 財政課長        |
| 委員  | 管財課長        |
| 委員  | 危機管理課長      |
| 委員  | 地域のつながり推進課長 |
| 委員  | こどもみらい課長    |
| 委員  | 福祉総務課長      |
| 委員  | 都市整備総務課長    |
| 委員  | 建築住宅課担当課長   |
| 委員  | 再開発課担当課長    |
| 委員  | 教育総務課長      |
| 委員  | 消防総務課長      |

別表 2

| 課等名     | 人数    |
|---------|-------|
| 経営企画課   | 2 名   |
| 財政課     | 各 1 名 |
| 管財課     |       |
| こどもみらい課 |       |
| 都市整備総務課 |       |
| 建築住宅課   |       |
| 教育総務課   |       |